

総務委員会会議録

平成26年12月16日(火)

(開会) 10:00

(閉会) 12:25

案 件

1. 議案第133号 専決処分の承認(平成26年度飯塚市一般会計補正予算(第5号))
2. 議案第85号 平成26年度飯塚市一般会計補正予算(第6号)
3. 議案第116号 財産の譲渡(下勢田自治公民館建物)
4. 議案第117号 財産の譲渡(牧野自治公民館建物)
5. 議案第118号 財産の譲渡(鹿毛馬中自治公民館建物)
6. 議案第119号 財産の譲渡(小峠西自治公民館建物)
7. 議案第120号 財産の譲渡(明治1自治公民館建物)
8. 議案第121号 財産の譲渡(明治2自治公民館建物)
9. 議案第122号 財産の譲渡(東勢田2自治公民館建物)
10. 議案第123号 財産の譲渡(東勢田3自治公民館建物)
11. 議案第124号 財産の譲渡(東佐與自治公民館建物)
12. 議案第125号 財産の譲渡(西佐與自治公民館建物)
13. 議案第126号 財産の譲渡(鯉田東区自治公民館建物)
14. 議案第127号 財産の譲渡(口原自治公民館建物)
15. 議案第128号 財産の譲渡(木浦岐自治公民館建物)
16. 議案第129号 財産の譲渡(東勢田1自治公民館建物)
17. 議案第130号 財産の譲渡(石丸団地3自治公民館建物)
18. 議案第134号 平成26年度飯塚市一般会計補正予算(第7号)
19. 議案第135号 平成26年度飯塚市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
20. 議案第136号 平成26年度飯塚市介護保険特別会計補正予算(第2号)
21. 議案第137号 平成26年度飯塚市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
22. 議案第138号 平成26年度飯塚市地方卸売市場事業特別会計補正予算(第2号)
23. 議案第139号 平成26年度飯塚市駐車場事業特別会計補正予算(第2号)
24. 議案第140号 平成26年度飯塚市学校給食事業特別会計補正予算(第4号)
25. 議案第141号 平成26年度飯塚市水道事業会計補正予算(第2号)
26. 議案第142号 平成26年度飯塚市産炭地域小水系用水道事業会計補正予算(第2号)
27. 議案第143号 平成26年度飯塚市下水道事業会計補正予算(第2号)
28. 議案第144号 飯塚市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

【 報告事項 】

1. 飯塚市中心市街地活性化の取組み状況について (中心市街地活性化推進課)
2. 工事請負変更契約について (中心市街地活性化推進課)
3. 「飯塚市まち・ひと・しごと創生本部」の設置について (総合政策課)
4. 指定管理施設の評価について (総合政策課)
5. 平成26年度職員採用試験の実施状況について (人事課)
6. 条件付き一般競争入札に係る告示文書記載事項の一部変更について (契約課)
7. コンビニ収納の導入について (税務課)
8. ファイナンシャルプランニング生活改善指導業務委託事業の実施状況について (税務課)

○委員長

ただいまから総務委員会を開会いたします。

「議案第133号 専決処分の承認（平成26年度飯塚市一般会計補正予算（第5号）」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○財政課長

議案第133号の専決処分の承認についてご説明させていただきます。平成26年度飯塚市一般会計補正予算（第5号）につきましては、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、報告を行い、承認を求めます。

別冊の「平成26年度一般会計補正予算書」平成26年11月21日専決と記載している分によりご説明いたします。

1ページをお願いいたします。今回の専決による補正額は、一般会計で5473万9千円を追加するもので、去る11月21日の衆議院解散に伴い、12月14日に執行されました衆議院議員総選挙に係る投開票事務の管理者等の報酬、事務従事者手当およびその他の執行経費について補正するもので、全額国庫支出金を財源としております。内容の説明につきましては、省略させていただきます。

○委員長

説明が終了しましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

（ 質疑なし ）

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

（ 討論なし ）

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第133号 専決処分の承認（平成26年度飯塚市一般会計補正予算（第5号）」については、承認することに、ご異議ありませんか。

（ 異議なし ）

ご異議なしと認めます。よって、本案は、承認すべきものと決定いたしました。

「議案第85号 平成26年度飯塚市一般会計補正予算（第6号）」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○財政課長

「議案第85号 平成26年度飯塚市一般会計補正予算（第6号）」につきまして、別に配付いたしております「（平成26年度）補正予算資料」により説明いたします。

1ページでございますが、専決処分の関係で修正をいたしておりますので、別に配付いたしております、「平成26年度12月補正予算集計表（読み替え後）」と記載しております資料をお願いいたします。

今回の補正につきましては、表の下に記載しておりますように、前期の実績に基づいた経費の見直しと今後の所要額を見込んで補正するもので、一般会計で10億2370万9千円を追加いたしまして、補正後の予算総額を695億2041万8千円とするものでございます。

次の2ページ以降に、主な補正予算の概要を費目ごとにまとめ、左側に予算書のページを記載しております。その主なものについてご説明いたします。

まず、歳入の市税につきましては、前期の調定実績をもとに法人市民税、固定資産税の増額および市たばこ税の減額等により、総額で40万円の減額をいたしております。

地方交付税の普通交付税は、交付額の確定により2億8869万5千円を増額するものでございます。なお、臨時財政対策債を含めた実質的な交付税総額は4億9374万7千円を増額となっております。

国庫支出金は、補助対象事業費の増減および、3ページに記載しておりますように、国の平

成25年度補正予算において「がんばる地域交付金」として、自治体に対し経済対策として、追加的に行う公共事業の地方負担額を基礎に財政力等を勘案して交付されるもので、総額約2億円が交付されますことから、約1億6千万円を一般会計および特別会計の事業に充てまして、約4千万円を水道事業会計および下水道事業会計への補助金として支出することなどにより、補正額を計上いたしております。

県支出金は、補助対象事業費の増減等に伴う補正額を計上いたしております。

4ページをお願いいたします。財産収入では、債券の運用等に伴います収入の増加分を追加いたしております。

繰入金では、財政調整基金につきまして、今回の補正に係る財源調整で全額減額するもので、7億2699万1千円の減額をいたしております。

繰越金では、前年度繰越金の額の確定により6億9597万3千円を追加するものでございます。

市債につきましては、今回計上いたしております起債対象事業費の増減等に併い補正するもので、主に事業費の減額に伴い合併特例債が大きく減額となっております。合併特例債の12月補正予算時点での今後の活用総額は208億8600万円となっております。また、普通交付税から赤字地方債への振り替え分であります臨時財政対策債につきましては、額の確定により増額をいたしております。

5ページをお願いいたします。次に、歳出についてご説明いたします。

職員人件費につきましては、新規採用者および任期付職員の未採用等による減額などにより下の表に記載しておりますように、一般職で職員数が当初見込みから5人減少し、その他の増減要因と併せて一般・特別会計の合計で6899万9千円の減額をいたしております。

総務費の一般管理費、公共施設改革推進費では、国の要請に基づきまして、公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本方針、公共施設等総合管理計画を策定するための経費を計上するものでございます。

会計管理費では、個人事業主であります建築士、弁護士等へ支払う委託料および手数料について源泉所得税の徴収をしていなかったことから、平成22年1月から26年10月までの税務署に納めます源泉徴収所得税および延滞税等を計上いたしております。

財産管理費では、減債基金積立金を6億4933万3千円追加いたしております。

歳入の財政調整基金の繰入金の減額と合わせまして、約13億7600万円の財源調整を行っております。

その他の財産管理費では、上三緒の神田集会所を地元自治会に移譲するための補助金を計上しております。

6ページをお願いいたします。地域振興費のコミュニティバス等運行費では、平成27年4月から中心市街地区域、片島・川島地区、菰田地区を巡回いたします「街なか循環バス」運行に関する経費を計上いたしております。

民生費の社会福祉総務費では、生活保護受給者以外の生活困窮者に対する第2のセーフティネットを拡充する目的で、生活困窮者自立支援法が平成27年4月から施行されることから、自立相談支援事業の実施にあたり、その準備経費を計上いたしております。

7ページをお願いいたします。保育所費では、菰田・徳前保育所統合事業に関して、資材費・労務費の高騰によりその経費の増分を追加するものでございます。

青少年対策費の児童館建設事業費では、目尾・幸袋小中学校統合事業の造成工事の工程変更に伴い、幸袋児童館建設事業費を減額するものでございます。また、楽市・平恒・穂波東地区小中学校統合事業の工事着工の遅れに伴い、穂波東地区児童館建設事業費を減額するものでございます。

7ページから8ページにかけてまして、労働費の緊急雇用創出事業費では、県の補助10分の

10を活用しまして、筑穂庁舎内コミュニティカフェにおいて、コーディネイトや運営のできる人材を育成するための経費を追加いたしております。

また、地域企業魅力発見事業委託料では、企業と就職希望者との効果的なマッチングを図るため、合同会社説明会等の実施に係る経費を計上いたしております。

農林水産業費、農業振興費の人・農地問題解決加速化支援事業費補助金では、県の補助10分の10を活用いたしまして、農業経営の法人化支援に係る補助金を計上いたしております。

農業土木費の農村環境整備事業費では、仁保にございます菰ため池改修事業が県営事業となりますことから、平成27年度から県営事業に組み替えるため事業費を減額するものでございます。

商工費、商工業振興費の教官住宅管理費では、公共施設等のあり方に関する実施計画に基づき、教官住宅を現入居者に優先的に売却することにしており、その売却に係る経費を追加するものでございます。

9ページをお願いいたします。観光費、観光振興費の飯塚観光協会補助金では、大将陣桜まつりを桜の開花時期に合せ、平成27年度から現在の4月を3月に変更実施するため、その経費を追加するものでございます。

サンビレッジ茜整備事業費では、辺地計画に基づく整備事業を実施するため、浴場の整備工事調査測量設計委託料等の経費を追加するものでございます。

土木費、都市計画総務費の中心市街地活性化事業費では、飯塚本町東地区整備事業につきましては、事業費実績額の確定により減額するものでございます。

また、ダイマル跡地コミュニティビル整備事業に関し、コミュニティビル床購入費を追加するものでございます。

街路事業費の国県道整備事業費では、鯉田中線道路改良工事の県単独事業におきまして、資材費、労務費の増、および事業の前倒しに伴う負担金の増分を追加いたしております。

公園費の公園整備費では、庄内工業団地の綱分配水池の公園内移設に併せまして公園の再整備を行うための経費を計上いたしております。

10ページをお願いします。消防費、災害対策費の防災事業費では、国の交付金、がんばる地域交付金が活用できることとなったため、3台分の河川監視カメラシステムを整備するための経費を追加するものでございます。

教育費、小学校整備費の統合・大規模改造事業費では、鯉田小学校大規模改造事業費につきましては、平成26年2月の追加補正重複計上分の減額に伴い補正するものでございます。

目尾・幸袋小中学校統合事業費につきましては、実施設計の結果、今年度中実施の造成工事が仮設道路整備関連工事のみとなったため減額するものでございます。

楽市・平恒・穂波東小中学校統合事業費では、抵当権抹消手続きに時間を要し工事着工が遅れるため、繰越明許費を廃止し、継続費を設定することにより事業費が減額になるものでございます。

平成26年度と27年度の2カ年分の予算を計上いたしまして繰越明許費を設定しておりましたが、事業期間が平成28年度にまたがることとなりますので、継続費を設定しまして、平成26年度から平成28年度までの年割額を設定することとなりますので、平成27年度から平成28年度の年割分が減額となるものでございます。

中学校整備費、統合・大規模改造事業費の目尾・幸袋小中学校統合事業費および楽市・平恒・穂波東小中学校統合事業費では、小学校整備費の事業と同様の理由により事業費を減額するものでございます。

継続費の補正は、「穂波東地区児童館建設事業」以下3件につきまして、平成28年度までの年割額の限度額を定め、後年度分の予算執行の調整を図るため追加するものでございます。

11ページをお願いします。繰越明許費の補正は、「住基等基幹業務システム改造委託料」以下10件につきましては、年度内の完了が見込めないため追加するものでございます。また、「菰田・徳前保育所統合事業」以下7件につきましては、事業費の変更および継続費への組み替えにより変更するものでございます。

12ページをお願いします。債務負担行為の補正は、「公共施設等総合管理計画策定委託料」以下10件につきまして、後年度の債務負担に係る期間および限度額を定めるため追加するもので、「情報通信技術活用支援業務委託料」以下3件につきましては、契約の確定等による年度割の変更を行うものでございます。

21ページ以降に今回の補正に係る歳入・歳出予算額の推移表および市債・基金の状況表を添付しております。

内容の説明につきましては、省略させていただきます。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○兼本委員

予算資料でいきますけど、会計のほうから出ております源泉徴収所得税補填費ですか、補填金。これは新聞等でも他の自治体でも、源泉徴収漏れがあったということで、報道がっておりますけど、この源泉徴収がどのような形で漏れが判明したのか。この減収徴収について、どのようになっているのかをもう少し具体的に説明してください。

○会計課長

委員のほうからご質問ありました源泉徴収漏れの経過、内容につきまして、ご説明させていただきます。飯塚税務署から所得税法第204条第1項第2号に規定のある建築士、測量士等に対して支払った報酬料金等につきまして、源泉徴収漏れとなっている事例が全国的に多く見られることから、「源泉所得税の自己点検について」の依頼文書が本年8月20日付で本市に届きました。これに基づきまして点検しました結果、個人事業主であります建築士や測量士、社会保険労務士、弁護士、不動産鑑定士等への手数料や委託料の支払いに際しまして、源泉徴収漏れがあることが判明したものです。判明いたしました源泉徴収漏れ額は、税務署から指導されました平成22年1月に遡り、調査時点であります本年10月17日までで、支払い件数55件、11名の個人事業主の方々に対しまして、2972万4811円の徴収漏れとなっております。また、源泉徴収による国税をその法定納期限までに完納しなかったことで、延滞税107万9500円及び不納付加算税144万4千円、合計252万3500円が課せられることとなっている状況でございます。

○兼本委員

ここに2972万5千円という数字が出ているわけですけど、これは源泉漏れがあったということで、当然納税はしなくてはならないと思いますけど、この分はいま言ういろんな弁護士さんとか何とかから返してもらうわけですか、その点はどうなっています。

○会計課長

源泉徴収漏れの所得税2972万4811円につきましては、一旦、飯塚市が税務署に一括して納付いたします。その後、個人事業主の方々からは、税務署へ更生請求の手続等をしていただきまして、税務署から還付されました還付金を、市のほうに同額を返還させていただくという形になっております。

○兼本委員

その同額を返還してもらおうということについては、もう了解は得ているわけですかね。そのところは。

○会計課長

該当いたします11名の個人事業主の方々に対しましては、去る11月7日から14日にか

け直接ご本人にお会いいたしまして、経過の説明と謝罪をいたしましてご理解をいただいているところでございます。

○兼本委員

それとこの下にあります延滞税と不納付加算税252万4千円、これは個人の負担になるんですか、それとも市のほうの負担になるわけですか、どちらになるわけですか。

○会計課長

この件につきましては、飯塚市の負担で納付するというような形になります。市の負担でございます。

○兼本委員

これは税務署のほうに言って、まけてもらうわけにはいかんわけですかね。税務署も全国的にあるということが、やっこのごろね、遡って徴収しなさいというようなことが出たわけですからね。その何か、例えばまけはせんけど、10%の分を5%にしたとか、何%にしたとかいうような、何か国としてもですね、自分のところもやはり指摘するのが遅かったということのペナルティを当然とってもらわんといかんと思うわけですが、その点どうなっています。

○会計課長

その件につきましてはですね、当然、市としても全国的な例を見るということで、何とか減免等にならないのかというような形で申し入れを何度もさせていただきましたけれども、最終的には所得税法の規定に基づき正規の方法で行わざるを得ないというような回答でございました。また、延滞金、不納付加算税につきましても、あくまでも所得税法に基づいた源泉徴収漏れであるということで、免除はできないという回答でございましたけれども、そういったやりとりの中で、今回の延滞税につきましては、あくまでも自己点検による自主納付であるというような解釈で、国税通則法の規定に基づきまして法定納期限から最大で1年間の延滞税を納付すればよいというような形の取り扱いを受けています。また、税率は本来ならば7.3%が適用されるところでございましたけれども、優先法である租税特別措置法の規定により、平成22年から25年までは、年4.3%、平成26年は年2.9%の税率が適用された税額となっております。また、不納付加算税につきましては、法定納期限まで完納されなかった場合は、通常はですね、納付税額は10%の額というふうになりますけれども、あくまでも今回は、飯塚市さんのほうによる自己点検による自主納付の取り扱いということで5%の額が課せられたという結果になっております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○兼本委員

地域振興費のですね、コミュニティバス等運行費の中に、街なか循環バス運行経費というのが、これは当然、来年度の債務負担行為で設定されていますけどね、これは本来ですと12月の補正で出すというんじゃなくて、これはどっちかと言うと、市長のですね、こういうことをやって活性化をということですので、12月に出すのは、ちょっといかがなものかなと思ってはいるわけですけど、来年から即運行するためには、今の時期ではないとだめなのかなということもわかっておりますが、大体どういうふうな形でね、街なか循環バスというのはひとり歩きしておりますけどね、どういうふうな形で運行するのか。そしてどこにバスを委託するのか、そのところの説明は全然ないで、ただポンと出とるわけですけど、具体的に決まっていれば、それを示してください。

○商工観光課長

街なか循環バスにつきましては、中心市街地活性化事業の中で、効果促進事業として実施するものでございます。市民の方の交通手段の確保並びに中心市街地の利便性や回遊性の向上を主な目的としております。運行範囲につきましては、運行中の予約乗合タクシーの非運行地域

でございます立岩、飯塚、菰田地区を含む区域となっております。非運行区域の居住者の交通手段を補完する交通機関という位置づけとなっております。中心市街地活性化事業につきましては、平成24年度から28年度までの計画期間として実施しておりますけれども、その効果を促進していくということで、この部分を27年度から実施するというようにしております。内容としましては、街なか循環バス、街なかの循環、中心市街地を循環する路線と菰田、川島の区域を循環する路線と2路線をつくって運行することとしております。現在、詳細につきましては、地域公共交通協議会のほうで協議を進めているところでございます。

○兼本委員

予算が161万8千円ということで上がっているわけですけど、じゃあ、委託する車はどこに委託して、バス停はどうするのかというようなことを、バス停をつくらなくて手を挙げて止まるものかどうか。だいたい具体的にこれが出れば、もうこれはこういうのをつくって走りますよということで、議員さんたちはですね、来年には選挙がありますからね、街なかにこういうのが走りますよということは話すわけですよ。その中で、いま協議中やからというような形でね、話してもらっても話題ができないと思うわけですけどね。もう少し具体的にどこに委託して、どういう方法で乗り降りするのか、当然、金額は100円と書いていますから、金額は100円ですよということは言えますけどね、どういう方法でやるのかということについて、もう少し具体的にやってもらわんと、予算は百何万ぐらいの予算ですけども、議員さんたちは来年4月は選挙ですからね、当然その中で、話す中でそういう話はあると思うわけですけどね、もう少し具体的な話はできませんか。

○商工観光課長

今回計上しております予算につきましては、27年度4月1日から運行するというようになりますので、バス停等の設置費等を含め計上させていただいているものでございます。今回、先ほど言われました停留所につきましては、一応29カ所を予定しております、そこに設置するバス停等の予算を今回計上しているものでございます。2年間、一応、実証運行ということで実施しますので、その分につきまして債務負担行為ということで上げさせていただいております。そのほか印刷関係、バス停留所の設置の委託関係ということで、今回の計上ということでさせていただいているものでございます。委託先につきましては、プロポーザル方式でやるということで検討しております。

○兼本委員

ここに29カ所という、予定ということで往復17カ所、片道12カ所という形で書いてありますけど、この29カ所の停留所については、走らせる中でまちづくり協議会とか、いろんなところと話し合いはしているわけですか。それともただ29カ所、ただ停留所を置きますよという形ですか。いま停留所を置くということを言われましたからね、どういうふうになっています。

○商工観光課長

まちづくり協議会との協議につきましては、地域公共交通協議会の中にまちづくり協議会の代表者に入らせていただいております。その中で、循環バスの分についても提案をさせていただき、ご協議をいただいているところでございます。

○兼本委員

いやいや、今のコミュニティバスと、それから乗合と、まあ乗合はいいですけど、コミュニティバスについても、ここにおられる方が一般質問でも言われました。バス停が少ないからどうのこうのということ言われましたよね。だから、地域の声がどうしてもそこの中に行き届いてないからバス停をふやしてくれとか、もう少しどうしたらいいとか、いろいろ一般質問で言われましたよね。だから、29カ所置くことについても、まあ市内ですから、まあ歩けばね、バス停はもうそんなに距離もなく、歩いて行ったら次のバス停ぐらいまで行けるぐらいの距

離のバス停をつくるんだらうと思いますけどね、しかし、そういうものをやるんでしたら、せっかくこういう形でいいものやるんでしたらね、こういうふうなものをやりますよと、29カ所バス停をつくりましますよと、ついては29カ所のバス停をどの辺がいいですかぐらいの形のを、市報か何かに載せてね、回覧で回せばいいじゃないですか。何もその協議会で決める必要だけはないんですからね、市民の声をもとにして決めるわけでしょうが。だから、まちづくり協議会の人にかたってもらってやっていますと、まちづくり協議会の人にやってもらっても、その方が市民の声を全部受けて来るわけやないですからね。だから、あくまでも、いつもこちらからこういうふうに決めますということを決めてやるから、地元との間で、地元がバス停つくれ、バス停つくれという声が出るんですよ。だから、1回全部にぼんと流してしまうとですね、こういう場所、まあ市内の循環ですから、29カ所もつくればもうバス乗らなくてもちょっと歩いたら行けるぐらいの距離になると思いますけどね。だけど1回そういうふうなものを出してやらないと、あなたたちと交通協議会で決めただけで一方的にここにバス停を置きますよと。そして、これはまちづくり協議会の人にも来てもらったから了解してもらっていますよと言ったって、コミュニティバスのときいつも言われるでしょうが、足らんとか、もう少しバス停をふやしたらもう少し利用客がふえるのにとか、いつも言われているでしょう。同じことをしないようにやるためには、どうしたらいいかということを考えて、一歩進んだ形してもらわんと、市民と協働のまちづくりと言ったって協働じゃないでしょう、これ。あなたたちが、そういう形で一方的にこことこことここにバス停を置きますよというだけの話やから、市民の声を吸い上げているわけでもなんもないじゃないですか。だから、来年の4月から運行するなら、こういうバス停、こうバスを走らせますよと。で、バスの委託会社はどこになるかわかりませんが、29カ所のバス停をつくりましますよと。で、この中にはイオンの穂波店も含まれていますから、そういうところの中で、この街なかを走るときにどういうふうなバスの停留所をつくったらいいでしょうかというような形のもので、市民の声を聞くぐらいのことをやってみても私はいいと思うわけですけど、そういう考え方はありますか。

○商工観光課長

いま言われましたように、市民の方々の声を聞くということで、広報等、市報等に載せるというところまでは今回はしておりません。ただ、地域でございますので、今回、菰田地区、川島地区には事前にこういう場所かどうかということで協議をさせていただきながら、一応バス停等の設置を考えているところでございます。それとあわせて、もちろん路線バス等がございしますので、そういう民間事業者との調整も図る必要がございしますので、そこら辺とも協議を重ねながら、今回、一応予定ということで、協議会等で最終的には決定いたしますけども、そういう意見等を取り入れながらやっているところでございます。

○兼本委員

民間のバスに遠慮しよったら、民間のバスはもう赤字になったらやめたと言って、走らなくなるんですよ。だから、巡回バスぐらいやったらね、うちの出すやつで十分に間に合うわけですから、その民間にあまり気を使う必要はないと思うわけですよ。とにかくね、やっぱりそのところのバス停を置くということについて、新しい試みですからね、だから、市の考え方もちろん大事やろうけど、地元の住民の方の声をやっぱり聞くということがまず第1と思うんですよ。だから、川島地区の声を聞いた、菰田地区の声を聞いたからもう十分だということやなくして、やっぱりそういうふうなもので、例えばイオンのほうに走らせるのは、穂波のほうを走らせるのか、例えば農協の前のほうを走らせるのか、昭和通りを走らせるのか、いろんな方法があると思うんですよ、路線としては。だから、そういうときには、どこにバス停を置いてもらったらいんですよということは、もしも、穂波の農協の前なんか走るときに菰田地区の人に聞いたってわからないですよ。川島の人たちから聞くのも、川島の人も東高校からずっとこの路線を走ると、バイパスを走るとはまた全然違いますからね。

どういう路線になるかわかりませんが、ここに書いてあるように往復17カ所と片道12カ所のバス停をつくるということですからね、停留所をつくるということですから、どういうふうになるのかわかりませんがね。ただ、ここに予算を上げるのであれば、やっぱりそのところぐらいは詰めてね、もう詰めてきちんと出してもらわんと、またこれをつくった、そしてまた住民の声から、ここにバス停をつくってもらったら良かったのに、ここにつくってもらったら良かったのにということ、また議員さん通じて言われたらですね、また考えられないかなでしょう。だから事前に、先に私はそういう声を聞かれたほうがいいと思いますから、先のことですからね、4月ですからね、まだ時間が若干ありますので、ここでワーワー言っていると、あなたたちもまだそうやなということもあろうかと思いますが、そのところはよく検討して、バス停の設置についてはよく検討してやってください。そして早く、例えば地域で決まったら、こういうバス停でいいですかというようなことを、市民に投げかけるとかね。何かそういうような形のもので、本当にここにバスの停留所をつくってもらって、街なかを循環するのに良くなった。交通弱者の方たちが買い物に行くのに、病院に行くのに便利が良くなったというようにね、市にこういうバスをつくってもらって良かったと言われるような、感謝の気持ちを持たれるような運行ができるように、ひとつやってください。お願いしておきます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○田中裕二委員

今の兼本委員の関連でお尋ねいたしますが、街なか循環バスは先ほどの説明によりますと、予約乗合タクシーが運行していない地域に、この街なか循環バスを走らせるということだったと思いますが、そのとおりですか。

○商工観光課長

今回の街なか循環バスのエリアにつきましては、先ほど述べましたように、いま予約乗合タクシーの非運行地域を走るという形になります。

○田中裕二委員

もう1つ確認です。この資料を見ますと、1日10便、平日、土曜日運行と書いてありますが、土曜日にも運行されるんですね。

○商工観光課長

いま現在、検討しているところにつきましては、土曜日にも運行するという事で予定をしております。

○田中裕二委員

予約乗合タクシーの非運行地域を土曜日にも運行すると。予約乗合タクシーは平日のみの運行で、土曜日は運行されていないとお聞きしておりますが、どうでしょうか。

○商工観光課長

そのとおりでございます。

○田中裕二委員

ちょっとおかしいですね。と思いません。予約乗合タクシーの非運行地域を今回街なか循環バス、その街なか循環バスは土曜日にも運行するのに、予約乗合タクシーは土曜日は運行しない。これはちょっとおかしな気がします。土曜日に運行していただきたいという要望も出ていますけれども、予約乗合タクシーの土曜日の運行、どのようにされるのか、検討はされているのか、この点いかがですか。

○商工観光課長

今回の街なか循環バスにつきましては、先ほどもちょっとご説明をいたしましたけど、中心市街地の活性化事業の効果促進事業ということで実施するものでございます。今回、中活事業の中でハード事業等が来年に向けて完成をしております。その分で中心市街地にできるだけ

入っていただき、できるだけ循環をしていただける、回遊していただけるような形ということで、一応土曜日でも実証実験の中で土曜日も動かしてみようと。これはアンケート等でも要望等がございましたので、この2年間の実証実験の中でですね、土曜日についての運行を検討しているところがございます。予約乗合タクシーにつきましては、いま現在、土曜日等は動いておりませんが、今後どうするかということについては、今のところは検討しておりませんが、この街なか循環バス、運行等を検討しながら、全体的な公共交通のあり方については検討していく必要があるかと考えておりますが、コストも含めて検討する必要もございますので、そこら辺については、今後検討してまいりたいと考えております。

○田中裕二委員

ぜひとも検討いただきたいと思います。というのは、病院に行かれる方、病院は土曜日も開業しておりますので、土曜日の運行も、ぜひ検討していただきたいと思います。

それともう1つお聞きしたいんですけども、予約乗合タクシーは1時間前までに予約ということになっているんですね。確認です。

○商工観光課長

そのとおりでございます。

○田中裕二委員

例えば福岡に行かれた方が、JRで帰って来られるとします。博多駅から1番近い駅は大分駅、桂川駅、飯塚駅という形になるかと思っておりますけれども、1時間以内に着いてしまうんですね。ということは、福岡で何時何分の電車に乗って、例えば大分駅に何時何分に着きますと。1時間以内ですから、乗る前に予約乗合タクシーに電話しても、1時間以内ですから、乗れませんということがあるんですね。という声を、何人かの方から聞いたことがありますけれども、例えば1時間以内というのも、若干幅を持たせて、融通をきかせていただくとかいうことはできないのでしょうか。

○商工観光課長

予約受け付けをして、配車等をしてやるのに1時間以内、若干であれば対応ができるかもしれませんが、短い時間になると、その対応がなかなか、配車等も含めてですね、難しい状況だそうでございます。

○田中裕二委員

予約乗合タクシーに乗れないから1本電車を遅らせるとかですね、そういうことをされているんですよ。1時間以上経たないと、何と言うか、言い方ちょっとわかりませんが、1時間以上、予約するのに1時間以上経たないと予約ができないもんですから、そのタクシーに乗るために1本遅らせるという方もいらっしゃるんですよ。ですから、これが30分か25分かというのであれば、それはもう無理でしょうけれども、若干の時間の幅を持たせていただければ助かるという声も出ておりますので、いま課長、若干であれば大丈夫ですということでございますけれども、その辺りも何と言うんでしょうか、幅を持たせていただくようお願いいたします。

○委員長

それと29カ所もバス停の設置の予定とかあるんですけど、当然そうしたらルート図とかあると思うんですね。審議してもらったんやったら、住民の意見を聞けと言われてよう前に、議会の意見ももっと聞くような資料提出をってもらうようにできませんかね、今後。

もしルート図があるとすれば、やはり予算出さなかったら、そういう手続きはしてください。後でもいいから提出してください。いいですか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 10:47

再 開 10:47

委員会を再開いたします。

○商工観光課長

17日の日に地域公共交通会議にお諮りをして、これは事業者さん、まちづくり協議会の方々がメンバーになっておりますけれども、一応そこに諮って案を固めていくような形になりますので、それ以後で出させていただければと思いますけど、よろしいでしょうか。

○委員長

違うと思うよ。

(発言する者あり)

○商工観光課長

もちろんそうでございます——

(発言する者あり)

そういう位置づけであれば、それは案ということで出させていただきます。

○委員長

暫時休憩して出してください。

暫時休憩いたします。

休 憩 10:48

再 開 11:04

委員会を再開いたします。

○商工観光課長

いま資料を配付させていただいております。一応これは案ということでございますので、委員会が終わりましたら回収をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○兼本委員

幅広く路線バスが走るようになっておりますけど、菰田のこの辺から、いま西町が走っていないという声が聞こえていますけどね、これは普通、この路線というのは普通のバスが走っている路線を対象とするわけですかね。

○商工観光課長

既存のバス路線とできるだけかぶらないようにというところで、路線等については検討させていただいていると。既存バス路線があるところについては、既存バス路線をご利用いただくという形になっております。

○兼本委員

一応資料としては見せていただきました。かなりこまめにバス停もつくってあるようですのでね、あとはその協議会でよく話していただいて、このバス停で全部クリア、補充してるのかどうかというところをしていただいたらいいと思います。

1点だけね、この明治町という所にバス停がありますよね。この場所はどこになるとかな。明治町のバス停というのは、どの辺になるんですかね。

○商工観光課長

これは飯塚小学校の前、児嶋病院等があるところでございます。

○兼本委員

わかりました。一応、普通の車が邪魔になるような所にバス停をつくるとね、また文句が出ますので、ひとつこの明治町のこの通りというのは、徳前大橋からずっとあそこのバス停から上がってきた所の、角の所やろうと思っておりますので、中武眼科、それから田中産婦人科のある所ぐらいの出た所やろうと思うんですけどね、ちょうど信号機があるぐらいの所かな、ここは。

私、目についたところはここだけですけれど、他のところも若干見ればあると思いますけれど、普通の車の通行に邪魔にならないようにね、そのようなところもひとつ考えて検討していただきたいと思っております。かなりこまめに路線が組んであるようですので、こういうのを出していただいてね、説明していただくと、確かにこういうふうに、こまめに交通弱者の方、そして買い物やら病院やらに行く方の便利が良くなるんだなということが分かりましたので、ありがとうございました。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○兼本委員

伊藤伝右衛門邸の入場者がものすごくふえたということで聞き及んでおります。市長の行政報告の中にも確かあっておりましたが、いろんな意味でですね、いまボランティアの方たちに対してはどのような対応をとられているのか、その点どうなっています。

○商工観光課長

いま旧伊藤邸で観光案内人、ボランティアガイドとしてご案内をいただいております方々に対しては、いま実費という形で1日来られれば千円、半日来られれば500円という形で、交通費等の実費保障という形で一応対応させていただいております。

○兼本委員

以前はですね、市の職員の方たちがかなり説明に入られていたようですけどね、いま職員の方も中に入られているわけですかね。

○商工観光課長

例えば職員が入る場合については、ことし花子とアンの効果で非常に多くございました。職員が行く場合については、駐車場等の整理、あと旧伊藤伝右衛門邸の中につきましては、文化財保護課のほうから応援要員等が行っていただいている状況でございます。

○兼本委員

ボランティアの方たちからちょっと苦情を聞いたわけですけど、今お金は1日千円、半日500円という形で交通費的なものをあげているということですけど、そういうことじゃなくしてですね、やっぱりものすごくふえたから、かなり忙しくきついというわけですよ。市の人たちに時々来ていただいて、ご苦労さんとか、ありがとうございますと言ってもらおうとですね、気持ちも和らぐんですけど、これは一部の方の意見ですから、私は全部のボランティアの方がそういうふうな意見を持っているかどうか知りませんよ。一部のボランティアの方の意見として、ちょうど車を止めよったら呼び止められて、言われたわけですけどね。前は市の方たちがたくさん来て、ご苦労さんとか、何とか一声言っていただいていたと。この頃はあんまりそういう声を聞かれんという声を聞いたんですよ。だから、これはボランティアの方たち、お金を千円、500円やっているからということじゃなくしてね、やっぱりあれだけ入場者がふえて大変なことですからね、気持ちよく説明していただくためには、ありがとうございますと頭を下げるぐらいのことは、何もお金は要りませんのでね、ひとつそういうふうな気持ちで対応していただきたいということだけ言っておきます。

続けます。都市計画費の中でですね、都市計画総務費の中で、中心市街地活性化事業ですけど、ダイマル跡地コミュニティビルの床購入費が1億5500万円上がってるわけです。これは、どういうふうにするかということは、これを所管するのは健康・スポーツ課ですよ、確か。健康・スポーツ課ということになると所管の委員会は厚生委員会かな、厚生委員会のほうでこの分についてはどういうふうなものを、どういうふうを活用しますよというようなことについての報告か何かはやって、厚生委員会のほうも、それをいいよというような形の、ある意味での了解をもらっているわけですかね。うちは総務委員会、予算ですからね、私、時々中身のことを聞きますけど、所管が違いますから深く入れませんがね、厚生委員会のほうで、

きのうも何か厚生委員会が長引いて、早めにいろいろやればというような形で、早めに議会に対して説明すれば、こんなにもめなかつたというようなことが、インターネットで見えていたらそういう意見も出ておりましたけど、そういうふうな話は現にやっているわけですかね、その点どうでしょうか。

○中心市街地活性化推進課長

今回床の購入費を計上させていただいております。この床を購入します街なか交流・健康ひろば、この事業内容につきましては、厚生委員会のほうでどういったことをしていくのかというところは逐次報告をさせていただいているところで聞いております。

○兼本委員

大庭君は中活やから、厚生委員会のほうは健康・スポーツ課やから、実藤君やったかね、どうなっていますか。

○健康・スポーツ課長

厚生委員会につきましては、――

(発言する者あり)

2度ほど、厚生委員会につきましては、ご報告をさせていただいております。

○委員長

内容はどこまで。

○健康・スポーツ課長

以前ですね、総務委員会のほうでも1度、中活の事業としまして、その概要についてご報告させていただきましたけど、それと同じ内容につきましては、厚生委員会についてもご報告をさせていただいております。

○兼本委員

報告をしたということですけど、いずれにしても、例えば運用についてね、人が来たときに例えばスタンプとか、いろんな商店街とタイアップしてやるとかいう話も出ていましたよね、前回のときにね。それから入口の喫茶コーナーか何か知らないけど、ああいうものもどういうふうに活用するとかいうような形も、まだそのときには店舗が、どこが出店するのかも決まっていないというような状態でしたよね。だいたいどの程度ぐらいまで、いま話がいつているわけですから、私どももここで予算を通したらね、予算が通ったわけですからね、厚生委員会でいろいろこうやっても、それはだめよというようなことにならないためにはね、やっぱり予算を通す以上はどういうふうな形で他の委員会の意見はどうなっているかということ、やっぱりある程度、総務委員会も聞き及んどかんとね、ただ予算だけ通しましたよ、後はあんたのところの委員会で審議しなさいというわけにもいかんと思うわけですけどね。その点はどうなっているのか、これを活用するためにはどうするのかということについて、詰めた報告をやったわけ。それとも、ただ単にこう買ってこうやりますよということの報告をしたのか、その点はどうなっていますか。

○健康・スポーツ課長

報告を差し上げたのが、たしか9月か、その前の閉会中の委員会であったというふうに思っておりますけど、その際にかなり状況としましては、事業内容についてこちらのほうで検討して詰めておる分がございましたので、既にご報告差し上げておりますけど、多目的室とトレーニング室を設置し、その活用方法やその事業を行う内容につきましては、それもあわせてこういった形でやりますということでご報告をさせていただきました。先ほどちょっとありましたけど、前の店につきましては私どもで直接所管をいたしませんので、その内容についてはご報告はできませんが、また広場と言いますか、ダイマルの入口にあります広場の部分につきましても当然、街なかの賑わいづくりにつきましては非常に有効であると、そこをいかに有効に使うかというのが非常に重要となりますので、そういった部分につきましても、いま中心市街地

活性化推進課のほうで、たしかミストツリーとかですね、そういったものの設置についてのご報告がされてあると思いますが、厚生委員会につきましても同様にですね、ご報告をさせていただいております。厚生委員会の中につきましては、そういったご報告をさせていただいておりますが、いろいろなご検討と言いますか、その内容につきましてご意見等、現在もいただいているというところではございませんが、事前にですね、できるだけ健康づくりだけではなくて賑わいづくりという点もございまして、そういった分もあわせて活用していくためには、できるだけ広くご意見をいただく必要があると思っておりますので、前もってできるだけ早めに早めということですね、ご報告をさせていただいております。

○兼本委員

とにかく卵が先、ニワトリが先の話になると思いますけどね、まだ購入もしてない、予算も通ってないのに、こうやります、ああやりますというのを厚生委員会で説明するのなかなか難しかりょうと思うんです。ところが、うちのほうは予算を通すためには、どういうふうな施設をつくってどういうふうにするから、予算いいですよということの検討もしなきゃならないと思うんです。だからいま言われるように、健康づくりということも大きなポイントであると同時に、やっぱり人が集まってもらってあの商店街を賑わいのある、そして消費の拡大というような形のものも大きな目的ですからね。だから、例えば商工と連携して、これは1回言ったと思いますけどね、商工と連携して、例えばここに入った人たちには商店街のポイントとか何とかいうようなものを加算するとかいうような、もらうとか何とかというようなことをやったらどうかというような話もしてましたけどね、商工と話しましたか。そして税金を投入するけれど、こういう形の中で商店の購買力を少しふやして、それで商店街に賑わいのある、人だけ集まっても何もならんわけですからね。やっぱり買ってもらわないかんしね。どういうふうにするかというようなことについて、商工ともよく検討したほうがいいんじゃないかなということ、前にも私言ったと思うんですけど、話し合いましたか。

○健康・スポーツ課長

前回ご報告を差し上げましたときに、兼本委員のほうからそういったご意見をいただいております。それで、商店街連合会の会長、それと商工観光課も含めまして、そういったインセンティブのポイントの活用ができないかということで協議をさせていただきました。既存のコスタンプのような形もございまして、そういったものでも活用できないかということも含めまして、検討していただくようにいたしております。さらにそれ以外にですね、何かできることがないだろうかということで、商工会議所のほうに伺いまして、実際に逸品何とかと言う、店主さん20人ぐらいの方でありますので、そういったところとの連携というのもできるんじゃないだろうかというご意見は、商工会議所のほうからいただいております。ですから、1度そういった方々との協議というの、商工会議所が間に立ってやってあげましょうかねという話はいただいております。どちらにしましても先ほどから言われてありますように、商工業と言いますか、賑わいづくりプラス商店街の売り上げの増というふうなところにつながるような内容にしないと、せっかくの施設が生かせませんので、そういったところで何かできないだろうか、いま模索をしているところではございます。

○兼本委員

そういう詰めた協議というようなものやっていたら、いずれにしてもこれは厚生委員会のほうでも当然、購入するということになったら報告とか何とかいろんなものが出てくると思いますからね、そのときには詰めたそういう形のものをして、これを買うことによってこういうような効果があるんですよと、こういうようなことが期待できるんですよというようにね、やっぱり詰めた意見を、いま商工会議所がそんなせっかく言ってるんやったら、うちの商工とも話しながらですね、進めるようにしたらいいと思うんですよ、もうおそらくこれは来年の、まあ若干工事が遅れるとしても、来年の5月か6月にはもうでき上がるわけです

からね。それからどうしましょうかというような形で検討するんやなくて、もうでき上がるということがわかっているわけですから、もう今からどんどんどん進めよってもですね、遅くはないと思うんですよ。だから、いま健康・スポーツ課が言いましたようにね、商工のほうとしてもそういうふうな話があるということです、連携してやっていただいてね、そして総務委員会で何も審議しなくて、ただ予算を通したというだけじゃあね、うちも何か後で言われたときには、審議も何もしてないで予算だけ通したのと言われても困りますからね。そのところはよく詰めた、実際にもう運用するような時期にはこういうふうに運用しますよということを、きちっとした形のものを出しておいていただきたいということをお願いします。もう1回また総務委員会がありますのでね、そのときには報告でも結構ですから、どういうふうにやりましたということ、そのときに報告をしてください。いいですか。それはどっちに、中活、大庭君のところじゃないもんね、これは。實藤君、ひとついいですか、そのところは、次に報告をするようにお願いしておきますが、よろしゅうございますかね。

○健康・スポーツ課長

概要を早急に固めまして、ご報告をさせていただきたいと思います。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○兼本委員

歳入のところでお聞きしますけど、運用ですね、基金とかそれからいろんなものの運用益が上がっておりますけど、7、8年ぐらい前になりますかね、話題になりました仕組債。市のホームページを見たら、仕組債のあれがこう出とりますよね。たしか右と左の分については償還ということやったですね。真ん中の分がまだ未償還という形になっていきますけどね。その仕組債についてね、もうあれは8年くらい前やったかな、いろいろこう話題になって、新聞にも取り上げられて話題になりましたけどね。今のところ何も声が出ていませんけど、仕組債の状況、運用状況はどうなっていますか。今これだけ円がどんどんどん下ってきていますからね。もうおそらく、すぐ償還になるんやなかろうかと思えますけどね。今までにどれだけ運用益が出たのか。そして、真ん中の10億円やったかな、10億円の仕組債が今後どうなるのか。一遍きちんと議会に説明せんとね、もう悪いときはガンガンあなたたちも言われたけど、良くなったときはこれだけ出たんですよというぐらいのことをね、どうですか、説明してくださいよ。

○財政課長

仕組債の状況でございますが、いま兼本委員言われますように、ホームページにその都度、変化については掲載させていただいております。平成19年に米ドル建てが2つ、10億円ずつですね、それから豪ドル建ての5億円ということで、合わせて3つの仕組債を購入しております。この豪ドル建ての5億円につきましては、平成23年の6月に償還をいたしております。そのときの利金が4800万円ほど出ております。それと米ドル建て、いま保有しております仕組債につきましては2本、10億円の分が2つあります。それぞれについての状況をご説明いたしますと、1つの分につきましてはドイツ復興金融公庫というところが発行体でございますが、米ドル建てで購入額は10億円、年限が30年償還ということで、これも平成19年6月の購入でございますけども、この早期の償還条件と言いますのが、額面の5%の利金ということで5000万円になりますが、これを受け取った時点で償還という形になります。それで19年の12月、あるいは20年6月まで利金が発生しております、合わせて3千万円の利金が出ておりました。その後、円高基調が続きますと、平成20年の12月から平成26年6月まで、その間は運用益、利金は発生しておりません。それから、ここ最近になりまして円安が急速に進んでおりますことから、今年12月5日になりますが、2千万円の利金が発生いたしております。これは上限になっておりますけども、これでさきの3千万円と2千万

円を合わせますと5千万円ということで、償還の条件が整ったということで、平成26年の今月5日に償還を迎えております。償還となっております。

それから、もう1つの10億円の仕組債でありますけども、ノルウェー地方金融公社で、これも米ドル建て、10億円で30年償還でございます。同様に19年6月の購入でありますけども、この早期償還条件は利金判定の為替レートが早期償還為替レート以上の円安になった場合ということで、具体的に言いますと、ことしの6月、平成26年6月で106円89銭というレートになりました場合は償還になるということではありますが、6月の時点ではそこまでなっておりませんでした。それで利金の発生状況でございますけども、これも19年の12月から21年の6月まで8千万円。それから21年の12月から24年の12月までは、やはり円高の基調が進みまして利金が発生しておりませんが、平成25年、昨年6月から利金が発生し始めまして、ことしの12月まで、もう12月5日が利金の受け取りの日になりますが、これで合わせまして3068万8120円の利金をいただいております。特に今月の利金につきましては1733万880円という利金になっております。合計でこれまでの仕組債につきましては1億1068万8120円の利金となっております。それで、きょう現在118円をちょっと超したところの金利状況でありますけども、この12月の5日の判定日が11月の終わりぐらいだったと思っておりますが、そのときにこの為替レートの部分については、まだそれを満たす条件には、いま現在、6月ではなっておりませんが、これは償還条件、12月で利金を見るのではなく、毎年6月で見ますので、12月では利金が発生しただけということで、このままの為替の状況が続きますと、来年の6月に105円89銭、これを超えまして償還になると。118円ですので、かなり上をいっておりますので、このままの状況でありますと、償還の可能性が非常に高いということで、来年の6月に償還を迎える可能性が高いということでございます。それで、この2つのこれまでの利金の合計が1億6068万8120円という状況でございます。今の仕組債の状況については、いま言いましたように、2つの仕組債が償還を迎えております。それからもう1つについては、来年6月に償還になる可能性が非常に高いという状況でございます。

○兼本委員

来年の6月に105円89銭ですから、106円やったらもうクリアできるわけですよ。そのときには、また利息もまたもらえるわけですかね。利息をもらって償還という形で。来年できれば、19年からだから、8年間で約1億6千万かの利益が出たということで、あなたたちも何年前かは、いらんごと買ってどうのこうのワーワー言われましたけどもね。早く償還できればね。だけど、今後はばくちのようなことは余りしないようにですね、ひとつ堅実な運用で、堅実な運用やったら利子につかないからね、やっぱり基金運用益というのは、少しでも、1円でも多く財政をとという形で気持ちはわかりますけどもね、なかなか大変なことです。今後こういうふうなものをするときにはやっぱり事前に議会のほうともよく相談してもらってですね、やってもらわんと、もうかれは新聞社も何も言いませんけどもね、ああいうふうには、どんどん新聞社もいろいろ来て大変やったと思っておりますけどもね、来年が106円であれば償還ということですので、15億はもう返ってきておるわけですから、あと10億は来年になるかならんかということで、1億6千万円の利益も出たということです。また来年も出ることですので、かえって106円であればいいと思っておりますけども、ひとつこれからは基金運用は堅実にですね、やっていただきたいということをお願いして、質問を終わります。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第 85 号 平成 26 年度飯塚市一般会計補正予算 (第 6 号)」について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

「議案第 116 号 財産の譲渡 (下勢田自治公民館建物)」から「議案第 130 号 財産の譲渡 (石丸団地 3 自治公民館建物)」までの 15 件を一括議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○管財課長

議案書の 90 ページ、議案第 116 号から、132 ページ、第 130 号までの 15 案件についてご説明申し上げます。この 15 案件につきましては、いずれも穎田地域の自治公民館建物を地元の地縁団体へ無償譲渡することについて、議会の議決を求めるものでございます。

譲渡する理由でございますが、穎田地区自治公民館につきましては、合併未調整事項となっており、「飯塚市公共施設等のあり方に関する (第一次) 実施計画」において、「穎田地区の 24 自治公民館は、旧穎田町が直接設置したものであるが、他の地区との整合性を図る観点から、順次関係自治会へ建物を無償譲渡する。」としております。

また、穎田地区以外の自治公民館建物は、市からの建設補助はあるものの、地元住民の寄付等により各自治会において建設された地元の財産ですが、穎田地区の自治公民館は旧穎田町が建設し、合併後も現在まで市の財産のまま使用されております。

これらの公民館建物を地元地縁団体へ譲渡し、地元の財産とすることにより、自治公民館の利用から管理まで全て地元で行っている他地区の自治公民館の形態と同様なものとなり、市内における自治公民館の運営が平準化されることとなります。

今回は譲渡対象の 24 自治公民館のうち、地縁団体の設立が完了いたしました 15 の地縁団体に対し、それぞれ自治公民館建物を無償譲渡する議案を上程したものでございます。

以上、簡単でございますが、ご説明を終わります。

○委員長

説明が終了しましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありますか。

(討論なし)

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第 116 号 財産の譲渡 (下勢田自治公民館建物)」から「議案第 130 号 財産の譲渡 (石丸団地 3 自治公民館建物)」までの 15 件については、いずれも原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案 15 件はいずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

「議案第 134 号 平成 26 年度飯塚市一般会計補正予算 (第 7 号)」から「議案第 144 号 飯塚市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」までの 11 件を一括議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○人事課長

「議案第 144 号 飯塚市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」について補足説明をいたします。

追加議案書の1ページをお願いいたします。本年8月に出されました人事院勧告に基づき、国家公務員の給与の改定が行われましたので、これを参考にして、本市職員の給与を改定するため本案を提出するものでございます。

今回の人事院勧告の主な内容につきましては、通勤手当、勤勉手当及び月例給の増額改定でございます。通勤手当につきましては、交通用具使用者に係る通勤手当額について、民間が国家公務員を平均10%以上上回っていることから、5キロ以上の12区分において100円から7100円の幅で引き上げるものでございます。

勤勉手当につきましては、昨年8月から本年7月までの1年間の期末・勤勉手当の支給月数の比較において、民間が国家公務員を0.17月上回っていたことから、0.15月分の引上げを勧告し、勤務実績に応じた給与の推進のため、これを勤勉手当に配分するとされたものでございます。

また、月例給につきましては、本年4月の民間給与との比較において、平均1090円、率にして0.27%、民間給与が国家公務員給与を上回っていたことから、若年層に重点を置きながら俸給表の水準を平均で0.3%引き上げたものに改め、格差を是正しようとするものでございます。

これを参考としました、本条例の具体的な改正内容につきましては、新旧対照表にてご説明いたします。議案書の6ページをお願いいたします。

本改正条例の第1条関係でございますが、第16条第2項第2号に規定しております通勤手当額について、今回改定の月額の手当額を下線にて表記しておりますが、「イ」から7ページの「ス」までの12区分で100円から7100円の増額改定となっております。

次に、第29条第2項に規定しております勤勉手当につきましては、今回改定の支給割合を下線にて表記しておりますが、第1号で職員の支給割合を0.15月分増額するため、100分の82.5に改正するものであります。第2号で再任用職員の支給割合を100分の37.5に増率改定としておりますが、これは、人勤において再任用職員は0.05月分の引き上げとなっておりますので、これに対応したものでございます。

次に、附則第18項でございますが、これは給与条例の附則第15項において、現在55歳以上の課長級以上の職員の勤勉手当を1.5%減額いたしておりますので、勤勉手当の支給率改定に伴い勤勉手当減額対象額に乗じる割合を改正するものでございます。

8ページをお願いいたします。行政職給料表につきましては10ページにかけて掲載しておりますが、先ほどご説明いたしましたとおり若年層に重点を置きながら俸給表を平均で0.3%増額する内容となっております。

11ページをお願いいたします。本改正条例の第2条関係でございますが、先ほど第1条で改正した勤勉手当について、平成27年度以降の支給割合を規定するもので、年間0.15月分の増額分を6月期と12月期の2回に分けて支給することとなるため、1回当たりの支給割合としては0.075月分となることから、100分の75に改正するものでございます。

次の第2号につきましても、第1号と同様の考え方に基づいて再任用職員の支給割合を改正するものでございます。

また、附則第18項につきましても、先ほど説明した内容と同様の趣旨で改正するものでございます。

附則でございますが、12ページにかけまして給料の切り替えに伴う施行期日等と異動者の号給の調整に関する規定を定めたもので、平成27年度以降分の勤勉手当につきましては平成27年4月1日から施行する。また、通勤手当と給料表改定の規定につきましては、平成26年4月1日に遡り適用し、本年12月期の勤勉手当については、平成26年12月1日に遡り適用するとしております。最後に、第5項の給与の内払いについては、遡及の規定を定めたものであります。

なお、今回の給与改定に伴い増額の影響を受ける職員数につきましては、一般会計、特別会計及び企業会計を合わせて、12月1日現在で、給料の増額対象者が668人、勤勉手当が913人、通勤手当が478人となっております。

また、1人当たりの影響額といたしましては、正規職員のみで申しますと、月額給料は約926円の増、勤勉手当については約5万3900円の増となっております。

以上で、議案第144号の補足説明を終わります。

○財政課長

「議案第134号 平成26年度飯塚市一般会計補正予算（第7号）」から「議案第143号 平成26年度飯塚市下水道事業会計補正予算（第2号）」につきまして、別に配付いたしております「（平成26年度）補正予算資料」により説明いたします。

右上に「追加提案分」と記載しております資料になります。1ページでございますが、ただいま議案の説明がありましたが、今回の補正につきましては、表の下に記載しておりますように、国家公務員の給与改定が行なわれましたので、これを参考にして職員の給与改定を行い、それに伴う経費を補正するもので、一般会計で35万8千円を追加いたしまして、補正後の予算総額を695億2077万6千円とするものでございます。

また、12の特別会計のうち今回補正をいたします6つの会計で816万5千円を追加いたしております。企業会計では、4つの会計のうち3つの会計で659万5千円を追加いたしております。合計で1511万8千円を追加するものでございます。

次の2ページ以降に主な補正予算の概要を費目ごとにまとめ、左側に予算書のページを記載しております。その主なものについてご説明いたします。

まず、分担金および負担金の各負担金につきましては、給与改定に基づく事務委任および派遣職員にかかる負担金の追加をいたしております。

歳出では、同様に給与改定に基づき、給料、勤勉手当率の引上げ、通勤手当率の引上げおよび給与・手当引上げに伴います共済費の増分を追加するものでございます。

今回の給与改定により、一般会計では人件費総額6777万8千円を追加いたしておりますが、一般会計での補正額が35万8千円と少額となっておりますのは、歳出の減債基金積立金で財源調整を行っているためでございます。

次の国民健康保険特別会計から3ページの学校給食特別会計まで、6つの特別会計につきましても、一般会計と同様の理由により補正をいたしております。

4ページをお願いいたします。公営企業会計の水道事業会計から下水道事業会計の3つの会計につきましても、同様の理由により補正をいたしております。

以上で、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終了しましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

（ 質疑なし ）

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

（ 討論なし ）

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第134号 平成26年度飯塚市一般会計補正予算（第7号）」から「議案第144号 飯塚市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」までの11件については、いずれも原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

（ 異議なし ）

ご異議なしと認めます。よって、本案11件はいずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 11:49

再開 11:55

委員会を再開いたします。

○委員長

お諮りいたします。案件に記載のとおり、執行部から、8件について、報告したい旨の申し出がっております。報告を受けることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定いたしました。

「飯塚市中心市街地活性化の取組み状況について」報告を求めます。

○中心市街地活性化推進課長

お手元の配付資料に基づき報告いたします。資料1ページのこれまでの経過及び今後のスケジュール(案)について、お願いいたします。

はじめに、これまでの主な経過についてでございます。10月28日には、飯塚本町東地区優良建築物等整備事業に係る地元説明会を開催いたしました。

10月30日には、第13回飯塚市本町東地区商業の活性化研究会分科会を開催し、商業街区の街並みルールづくりを検討しております。

ダイマルコミュニティビルの愛称募集が、11月10日から12月26日の期間で、実施主体のまちづくり飯塚において実施されています。

11月19日には、吉原町1番地区市街地再開発事業におけるサンメディアラック飯塚管理規約の福岡県知事認可を受けております。

11月27日には、飯塚土地地区画整理事業第1期解体工事が完了しております。

次に、今後のスケジュール(案)についてご報告いたします。

12月18日に、飯塚本町東土地地区画整理事業第2期解体工事に伴う権利者説明会を開催し、第2期解体工事を開始いたします。

1月29日には、第14回飯塚市本町東地区商業の活性化研究会分科会を開催し、各建築物のデザインの調整を行います。

2月5日には、第8回飯塚市中心市街地活性化協議会を開催し、協議会終了後には例年開催しております、コンパクトなまちづくりセミナーの開催を予定しております。

以上、簡単でございますが、報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「工事請負変更契約について」報告を求めます。

○中心市街地活性化推進課長

ただいまの資料の裏側をお願いします。工事請負変更契約報告書に基づき報告させていただきます。

中活課所管事業の飯塚本町東地区土地地区画整理事業解体の2工区工事におきまして、工事実施に当たり上屋解体後に想定外の地下構造物が発見され、この解体撤去が必要となったことから変更するものでございます。

原契約金額5616万円に対し、変更契約金額は7065万5760円となり、1449万5760円の増額となっております。また、工期につきましても平成26年9月30日までが平成26年11月30日までに変更となったものでございます。

なお、この地下構造物の撤去に当たりましては、既存家屋が近接しているため、騒音、振動、

粉塵を伴わないワイヤーソー工法及びクラッカー工法を併用した特殊工法により実施しているものでございます。

以上、簡単でございますが、報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「飯塚市まち・ひと・しごと創生本部の設置について」報告を求めます。

○総合政策課長

このたび市長を本部長といたします「飯塚市まち・ひと・しごと創生本部」を平成26年12月1日、設置しましたのでご報告申し上げます。

本件につきましては、本議会の一般質問においてご説明いたしておりますけれども、当委員会において別途資料を配付させていただき、ご報告申し上げます。

それでは、お手元に配布のA4縦、ホッチキス止めの資料をお願いいたします。1ページと裏面の2ページが「飯塚市まち・ひと・しごと創生本部設置要綱」でございます。3ページが設置要綱に基づく組織体制のイメージ図となっております。4ページ、5ページに平成26年11月21日に成立した「まち・ひと・しごと創生法」の概要と、この創生法に基づきます、国、県及び市町村において、今後それぞれ策定いたします「長期ビジョン」、「総合戦略」のスケジュールとなっております。

資料の1ページをお願いいたします。本市創生本部の設置目的につきましては、資料1ページの第1条にございまして、少子高齢化、人口減少社会の到来を踏まえ、庁内の横断的な連携により人口減少等の課題を解決し、自律的で持続的な社会を創生するための施策の緊急かつ効果的な推進を図るため設置するものであります。

今後、本市創生本部におきまして、国が作成いたします人口の現状と将来の姿を示す「長期ビジョン」、それから5カ年計画を示す「総合戦略」及び福岡県が策定します「地方人口ビジョン」と「地方版総合戦略」、これらを勘案しながら本市の人口動向を分析し、将来の姿を示す「地方人口ビジョン」と、同じく5カ年の目標や施策に関する基本的事項などを示す「地方版総合戦略」を策定していくことといたしております。スケジュールにつきましては、先ほど申し上げました最後の5ページに記載がございまして、

以上、簡単でございますが、資料の内容説明につきましては、省略させていただきます。報告を終わらせていただきます。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

○兼本委員

いろんな策定をするということですけど、予算の裏づけというのは、今のところどうなっているのか、わかりますか。

○総合政策課長

国の予算につきましては、この長期ビジョンが12月中に策定されるという情報でございますので、今後、補正予算なりを組んでいくというニュースソースでの情報はいただいております。本市の予算につきましては、現状ではどのような方策が必要かという具体的な方策がまだ決まっておりませんので、予算としては現在のところは計上していない状況でございます。

○兼本委員

中活みたいに、例えばいろんな計画を立てて出して、そして通れば予算がつくというのもありましたよね。だからこういうもので、例えば12月中にその国の長期ビジョンと総合戦略が示されて、それに基づいて飯塚市のほうでいろんな少子化対策等々についてのものを立てたと

きに、中活みたいに内閣府から許可をもらって、予算措置があったですよ。この場合は、そういうものをつくって、どこに出して、どういようになるかというような具体的なものは、まだ示されてないわけですか。

○総合政策課長

いま質問委員ご指摘のとおり、まだビジョンが定められてないということと、創生法におきましては、県、それから市町村が策定する長期ビジョンは、一応、努力義務という形になっております。しかしながら、当然、当市としましては策定していくということでございますので、今後、そういった財源の裏づけについてはですね、大変申しわけございませんが、まだ国のほうから指示がございませんので、ただいま検討させていただいている状況でございます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますのでご了承願います。

次に、「指定管理施設の評価について」報告を求めます。

○総合政策課長

指定管理者制度を導入しております「飯塚市新産業創出支援センター」及び「飯塚市リサイクルプラザ工房棟」の2つの施設につきまして、条例第18条第2項に基づきます附属機関、外部委員による第三者機関でございます「飯塚市指定管理者評価委員会」に、その評価を諮問していましたが、12月5日に市長へ答申書が提出されましたので、別紙資料に基づきまして報告させていただきます。

資料の1ページをお願いいたします。新産業創出支援センターは、株式会社福岡ソフトウェアセンターを指定管理者としており、資料下段の総合評価・意見欄に記載のとおり「協定等の内容どおり業務を履行しているが、市民や事業者への広報活動等について、若干、改善点が見られる」とのことから、総合評価は「概ね適正」という評価結果でございました。

次に、資料の2ページをお願いいたします。リサイクルプラザ工房棟は、株式会社トキワビル商会を指定管理者としており、資料下段の総合評価・意見欄のとおり「環境保全に関する講座等の開催や、環境教育に関する業務において、協定等の内容以上の水準で業務を履行している」とのことから、総合評価は「優良」という評価結果でございました。

なお、この評価結果及び評価委員会のご意見につきましては、それぞれの施設所管課である産学振興課及び環境整備課より、指定管理者に対し通知及び改善指導を行っておるところでございます。

以上、簡単でございますが、報告を終わらせていただきます。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「平成26年度職員採用試験の実施状況について」報告を求めます。

○人事課長

平成26年度飯塚市職員採用試験の実施状況につきまして、その概要をご報告いたします。資料を配付させていただいておりますので、配付資料に沿ってご説明いたします。第1次試験の申込者につきましては、9月25日開催の総務委員会においてご報告させていただいておりますとおり、合計で910名の申し込みがありました。その後、10月19日の第1次試験には、このうち610名が受験をいたしております。

次に、第1次試験合格者についてでございますが、合計で109名を合格とし、11月5日に発表いたしております。この第1次合格者を対象といたしまして、第2次試験を実施いたし

ております。11月22日から12月8日にかけて、論文試験や面接試験等を実施いたしまして、表の右端に記載しておりますとおり、全体で81名が受験いたしております。なお、行政事務身体障がい者対象につきましては、2次試験受験辞退の申し出がありまして、受験者がいない状況となったところでございます。

今後のスケジュールといたしましては、最終合格者を12月下旬に発表して、平成27年度採用候補者名簿に登載する予定でございます。また、2次試験受験者全員に郵送により結果を通知いたしますとともに、市のホームページにも合格者の受験番号を掲載することとしております。

以上、簡単ではございますが、報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「条件付き一般競争入札に係る告示文書記載事項の一部変更について」報告を求めます。

○契約課長

「条件付き一般競争入札に係る告示文書記載事項の一部変更について」ご報告いたします。

今回変更いたします内容は、現行では条件付き一般競争入札の告示文書において、入札参加申込業者数が1者の場合は入札を中止する又は入札を中止する旨を記載しており、これに基づきまして、入札参加申込業者数が1者の場合は事務取扱いとして入札を中止してまいったところを、この記載を削除いたしまして、入札参加業者数が1者でも入札を執行するように改めるものでございます。

その理由といたしましては、今年度の本市発注の建築工事件数が過去に例のないような大量なものであること、地方財務実務提要はじめ参考文献においても入札参加申込業者が1者でも告示文書に中止する旨が明記されていなければ、1者入札は有効であるとの見解が示されていることにより、改正しようとするものでございます。

また、併せまして、現在、入札参加申込業者数が1者の場合は入札を中止する旨を記載し、告示中の入札前の案件につきましても、同様の取扱いをさせていただきたいと考えております。

なお、契約課といたしましては、入札における競争性の確保は重要な課題と十分認識しておりまして、本来は競争相手が不在の入札は決して望ましくないと考えております。

しかしながら、先ほども申し上げましたように、今年度は指名登録業者数を全て満たすほどの大量発注となっておりますので、このような改正を考えたところでございますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

以上、簡単ではございますが、報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

○兼本委員

競争入札という言葉がありますように、1者での申し込みというのは、原則、私はいかななものかと思うわけですね。いま何か1者でも入札をやっても無効でないというような文献があるということでしたけど、1者でも入札を行っている他の自治体というのは、どこかあるのか、調べていますか。

○契約課長

いま委員ご指摘の点でございますが、まず県内ですが、28市のうちに飯塚市を含めます、紹介しますと直方市、大川市、豊前市、宗像市、福津市、宮若市、糸島市、うちを含めまして

28市中8市が1者の場合は入札を中止いたしております。また、全国の都道府県におきましては、茨城県、埼玉県、千葉県、三重県、大阪府、奈良県、和歌山県、山口県、徳島県、愛媛県、佐賀県、長崎県、以上の12府県が1者では入札を中止いたしておりますが、福岡県の場合は1者でも入札は執行いたしております。

○兼本委員

競争入札ということですからね、今回、公共事業が目白押しでたくさん出ているということは、我々も承知していますけど、ということはずいぶん、一部変更の期間というもの、例えば今年度だけにするのか、大型工事が終わった場合には元に戻すという形にするのか、それともずっとこのまま継続していくのか、その点は、私はやっぱり原則として、いま言う28市のうち20市は1者でもいいということで、47都道府県でも35都道府県は1者でもいいということですので、1者のほうが多数を占めているようですけどね、しかし競争入札というのは相手がおつての競争ですから、何もないのに競争をやるということやったら、何のために最低制限価格をつくったり、そういうことが無意味になるわけですので、この一部変更についての期間は、例えば今年度だけ、今年度と言うか、大型公共工事が終わるまでにするのか、今後ともずっとやろうというような形で検討しているのか、いずれの方法を検討しているのか、お示しください。

○総務部長

入札におけます競争性の確保につきましては、大変重要なことだというふうには認識をいたしております。しかしながら、先ほど担当課長が報告いたしましたように、本年度は本市の発注量が過去に例のないような大量発注となることから、今回このような改正をさせていただいておるところでございます。当面は発注量の多い本年度を1つの目安といたしまして、このような運用をさせていただき、その後は総務委員会にもご協議等をいただく中で対応してまいりたいというふうに考えております。

○兼本委員

1者の申し込みでいいということですので、当然、数者の申し込みがあって、入札のときに辞退して1者になったときでも、入札は有効というふうに考えていいわけですね。

○契約課長

そのとおりでございます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「コンビニ収納の導入について」報告を求めます。

○税務課長

「コンビニ収納の導入について」ご報告いたします。

コンビニ収納の導入につきましては、市税等の公金の支払いにおける市民の利便性の向上を図る目的で、平成27年4月1日からの導入を目標に準備を進めてまいりました。

しかし、コンビニ納付に対応できる納付書の作成において、他の金融機関でも利用できる納付書とするためのシステム改修及びシステムリプレイスの費用重複を回避すること、あわせて自治体クラウドによるシステムの共同利用を目的とする「北部九州情報化推進協議会」での調整に時間を要することから、平成28年4月1日より導入することにいたしました。

また、納期限を過ぎての納付や滞納分の納付についての利用はできませんが、利用状況等を踏まえ、今後検討していく予定でございます。

導入する債権は、普通徴収市民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、保育料、幼稚園利用料、児童クラブ利用料、後期高齢者医療保険料、介護保険料、市営住宅使用料、駐車

場使用料、学校給食費の12債権でございます。

また、初年度におけるコンビニ収納の利用件数は、12債権で約6万4600件を見込んでおります。

以上、簡単ですが、報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「ファイナンシャルプランニング生活改善指導業務委託事業の実施状況について」報告を求めます。

○税務課長

「ファイナンシャルプランニング生活改善指導業務委託事業の実施状況について」ご報告いたします。

本事業につきましては、本年度より新たに取り組む事業であったことから、本年3月12日の総務委員会で業務内容等についてご報告しておりました。今回は本事業の10月末までの成果についてご報告いたします。

資料をお願いいたします。10月末までの事業利用件数は延べ46件で、4月から10月までの相談受付件数は、1回当たり6件から7件程度となっております。また、相談者は平均して3回程度利用されております。

10月までの事業利用者からの納付額は合計で約340万円。今後、納付見込額として、過払金取戻分からの納付が約300万円ございますので、10月までの事業利用者の納付見込額は、合計で約640万円を見込んでおります。

また、このほか借入又は不動産売却による納付見込額が約380万円ありますが、未確定のため、今ご報告した今後の納付見込額には入れておりません。

今後は26年度上半期の実績をもとに、搜索や国税徴収法第141条による過払い金調査を徹底することで、相談対象者の掘り起こしを積極的に行い、より一層事業効果を上げるよう努めていきたいと考えております。

以上、簡単ですが、報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

以上をもちまして、総務委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。